

令和2年度

(第 9 期)

事業報告書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター

令和2年度事業報告

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業所では職員はじめ利用者さんの感染予防に取り組む事を最優先とし、その対応に終始した1年となりました。

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置などの期間は「はまゆう」「ライラック」についてはプログラムの中止、利用時間の制限や在宅での支援とし、就労作業では喫茶カシュカシュの閉店や時短営業、さくら祭りなどの地域行事の中止、野菜販売の自粛、さをりバザーの中止など就労支援事業にも大きな影響が出ました。

法人全体では、新しい生活様式への対応や、法人内会議、研修にもICT（情報通信技術 インフォメーションコミュニケーションテクノロジー）の活用やリモート会議など、今までになかった方法の活用などに対応するための技術や知識を求められた一年でした。

また、地域との交流行事などもすべて中止となり、地域に根ざしたところだけに大変残念に思うところです。

そのような中、各事業所職員の努力と利用者さんの協力のおかげで、感染者を一人も出さずに事業運営を続けられたことに、職員、利用者、関係各位に心より御礼申し上げます。

グループホーム「ぷらんつ」では令和3年1月に7人目となる利用者さんが入居され、開設2年目にて定員が充足しました。

引き続き感染症対策には万全を期しながら安心、安全な事業運営を続けてまいります。

1. 具体的取組の報告

(1) 各事業所の運営の見直し（振り返り）と、新たな時代に向けた中期計画の策定の取り組み

今年度より「はまゆう」「ライラック」とともに事業所長が交代し、新たな事業所長のもと、新しい取り組みや運営の見直しなど業務改善を行いました。

当初計画では、新たな時代に向けた中期計画の策定にむけて、幹部職員1名に中央福祉学院の「福祉施設長専門講座」を受講させ、令和3年度からの中期計画の策定を行い、また、策定には事業所長他幹部職員をチームとした策定委員会を設けるとしましたが、新型コロナウイルスの影響で「福祉施設長専門講座」が延期されたため策定が困難となりました。ついては、2年度での中期計画の策定は諦め、令和3年度の計画とすることといたしました。

また、「ライラック」での就労支援作業での介護用品の洗浄作業等の拡大や、「しーど」の利用希望者の増加によりさをり織りの作業室が手狭となり、新たに作業室を浜町敷地内に増設することを計画に追加しました。

(2) 就労継続支援B型「ライラック」の活性化をはかる取り組み

本年度は作業の見直し、工賃の向上を基本とする魅力ある事業所創りを行ない、積極的に新規利用者獲得を行うことをを目標にライラックの活性化をはかりましたが、新型コロナウイルスの影響を一番受ける事業所となりました。そのような中、ライラック支援員としての3つの目標を策定し、その目標を

支援する際に意識することを心がけ、支援者の質の向上と意識の均衡を図りました。特に職員間の情報共有を密にすることで支援方針の共有や、情報の収集、交換を行いました。

積極的に新規利用者獲得を行い、つなげる、つながるライラックの取り組みとして、見学・体験会を実施し、特別支援学校の卒業生を新規利用者として受け入れることになりました。

(3) 共同生活援助事業 グループホーム「ぷらんつ」の運営の安定をはかる取り組み

本年度はサービス管理責任者を浜町常勤とさせ、支援体制の充実をはかりました。

長らく利用者数が5～6名でしたが、3年1月に1名入居され定員7名を充足しました。

(4) 高い質と専門性をもった職員の育成を継続して実施への取り組み

パート職員の有期契約を無期契約とし、交通費、有給休暇の付与等の処遇の改善を実施しました。

コロナ禍で上半期の外部研修はすべて中止となり、特に今年度入職した新人職員の基礎研修などが中止となるなど、学ぶ機会が無くなったのは人材育成にも大きく影響するところでした。それに代わり新人事例検討会等のOJT(現任訓練 オナジヨブトレーニング)を強化するなどを行いました。

(5) 虐待防止・リスク管理のより一層の意識向上と、防災対策の充実の取り組み

今年度、虐待防止・リスク管理委員会を13回開催し、主に感染症マニュアルの見直しに取り組みました。新型コロナウイルスの流行もあり、感染症マニュアルにはコロナ感染症が疑われる時の対応、発熱等がみられる時の対応、職員・利用者への体調管理について、事業所ごと(通所系事業所と共同生活援助)の対応についても盛り込み改正を行いました。

今後、改正した感染症マニュアルを用いて職員研修等を行い周知徹底していきます。

2. 法人内事業所報告の概要

(1) 地域活動支援センターI型「はまゆう」

年度初め登録者数56名、年度末登録者数54名、新規登録者数3名、退所者数5名でした。

基本事業である①普及・啓発事業 ②基礎的事業 ③相談支援事業 ④関係諸機関との連携 ⑤ボランティア育成の一層の充実をはかりましたが、新型コロナウイルスの影響により、閉所は行いませんでしたが、利用制限、プログラムの中止や変更等その対応に追われました。

利用者数では4月～8月は前年度を下回りましたが、9月からは100%を上回り、3月は152%となり、1日の平均利用者数も9.9人となりました。

普及啓発事業である「AMSCメンタルヘルスセミナー」は、4月、1月と緊急事態宣言発令のため中止となり、7月、10月は予定通り開催することができました。

(2) 就労継続支援B型事業所「ライラック」

年度初め登録者数30名、年度末登録者数31名、新規登録者数5名、退所者数4名となりました。

支援サービスに関しては、コロナ感染リスクが高い利用者に対しては在宅支援を導入して対応しました。就労支援事業(就労作業)では作業工程の構造化を行うとともに、職員間での情報共有を密に行い、

日々の関わりに活かすことを心がけました。喫茶の営業休止や時短営業、さをり、野菜販売の機会が減少しましたが、作業収入の減少幅を最小限に抑えるため、マスクの縫製販売、野菜の販売方法の工夫、介護用品の洗浄作業業者への積極的な働きかけと内職作業を新たに取り入れました。

その結果、就労作業収入は前年度対比 86%となりましたが、工賃総額 99%、平均工賃額 101%で 15,032 円となりました。

(3) 相談支援事業所（基幹相談、一般相談、計画相談、若者相談センターアサガオ）

令和 2 年度の成人、児童の計画作成（新規、更新、プラン変更）は 175 件、モニタリングは 457 件でした。年度末保有契約件数は、成人 121 件、児童 46 件、合計 167 件となりました。

今年度は新型コロナウイルスにより事業所等の見学、訪問やサービス利用が思うようにできない、人と会うことに対する制約がかかる等、利用者の思いに沿った支援に時間がかかる一年でした。

若者相談センター「アサガオ」では、相談件数は延べ 1,016 件（電話 726 件、面談 222 件、その他 68 件）で、相談実人数は 107 名、新規相談者数は 48 名でした。前年度対比では相談件数は 93.8%と減数でしたが、ひきこもりに関しての相談は 163%と大きく上回りました。

(4) 共同生活援助事業 グループホーム「ぶらんつ」

開設 2 年目を迎え、1 月に 1 名の利用者さんが入居され定員を充足しました。

運営面での安定、サービス内容の見直しを随時行いました。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、発熱者対応、マニュアルの作成、医療機関との連携など、利用者の生活の場での感染予防体制をどのように構築していくか、試行錯誤を続けた一年となりました。

また、11 月には県の実施監査を受け、介護給付費等の算定及び取扱い、運営に関する基準について指導・指摘を受け、改善を行いました。

各事業所別の詳しい事業報告は、20 ページより記載しています。

3. 法人行事報告

(1) 理事会、評議員会の開催

理事会

	開催日	内 容
第1回 書面同意	R2年5月22日	同意事項 ① R1年度事業報告案について ② R1年度決算報告案及び監事監査報告について ③ 福祉充実計画について ④ 定時評議員会の招集及び議案提出について ⑤ 規程の変更について
第2回(臨時) 書面同意	R2年8月17日	同意事項 ① 就業規則の変更について
第3回	R2年11月28日	報告事項 審議事項 ① R2年度事業計画変更について ② 浜町「ライラック」作業室の増築工事について
第4回	R3年3月27日	報告事項 審議事項 ① 法人本部、「ぷらんつ」における指導監査に係る改善について ② R2年度補正予算案について ③ R3年度事業計画案について ④ R3年度予算案について ⑤ 規程の改訂について

評議員会

	開催日	内容
定時評議員会	R2年6月20日	報告事項 審議事項 ① R1年度事業報告承認について ② R1年度計算書類及び財産目録の承認について

(2) その他会議等の実施

名称	開催日	内容
運営推進会議	毎月第2火曜日 計8回 (4.5.6.2月は中止)	各事業所報告等
管理者会議	毎月1回 計12回 臨時1回 合計13回	運営調整等
嘱託医面談	毎月第2水曜日 計12回	新規利用者面談等
ACM会議	本年度は実施できず。	情報共有及び事業所間の支援の調整
虐待防止・リスク管理委員会	4/9, 5/14, 6/11, 7/9, 8/26, 9/10, 10/29, 11/11, 12/22, 1/13, 2/22, 2/24, 3/11 計13回	虐待防止及びリスク管理に関すること

4. 職員研修：各種事業内容・職種内容に沿った研修参加（処遇改善キャリアアップ職員研修）

(1) 内部研修

名称	開催日	内容
処遇改善キャリアアップ職員研修外部講師研修（富岡先生）	8/27、10/23、3/18 (全6回中3回コロナの為中止)	①傾聴から学ぶコミュニケーションスキル
処遇改善キャリアアップ職員研修（法人内）	4/1（杉江）	① 年度計画・辞令式
	7月コロナの為全体の虐待の研修中止（事業所単位実施）	① 虐待マニュアルについて ② 虐待防止アンケートの実施及び振り返り
	9月 コロナの為感染症の全体研修中止（事業所単位で実施）	① 感染症マニュアルについて ② 看護師堀氏を招いて実施
	11/16（水野）	① 相談面接技術について
新人事例検討会	11/10, 12/23, 1/28, 2/25, 3/19 計5回	新人職員の育成

(2) 外部研修

20研修 31名 参加

参加者名	日	内容	主催	場所
鈴木敦子	8/26	社会福祉法人主任係長研修	経営協	オンライン
朝日彩子	11/6・1/12	OJTリーダー養成研修(実践編)	県社協	神戸
鈴木敦子	10/6	OJTリーダー養成研修(基礎編)	県社協	神戸
中尾教子	"	"	"	"
水野佳苗	10/13	新任職員ステップアップ研修	県社協	神戸
吉川照美	"	"	"	"
松村幸治	11/11.12・1/6.7.8	兵庫県相談支援従事者初任者研修	兵庫県	神戸
宮本雅代	10/20.22.23.26.28.30	サービス管理責任者基礎研修	兵庫県	神戸
平岡明美	11/16	能力開発経営セミナー「介護現場で求められるプロ意識とは」	(公財)介護労働安定センター	神戸
古橋香南	10/23・11/20	医療的ケア児等支援者養成講習	兵庫県社会福祉士会	明石
石田享子	11/12 12/10 1/14	経営改善基礎講座	大阪府社協	オンライン
朝日彩子	"	"	"	"
岡 三種子	12/3・18	思いを伝えるコミュニケーション基礎研修	県社協	神戸
西村 舞	12/3・18	"	"	"
石田享子	11/4	障害福祉分野のICT導入研修	兵庫県	オンライン
西村 舞	11/4	"	"	"
朝日彩子	11/24	食品衛生責任者講習	尼崎市食品衛生協会	尼崎
中尾教子	12/10	障害福祉サービス従事者虐待研修	芦屋市基幹相談	芦屋
松村幸治	"	"	"	"
三田恵美子	12/11	ひここもり支援ネットワークミーティング	兵庫ひここもり相談支援センター-阪神プランテ	尼崎市
松村幸治	12/25	阪神南園域精神障害者地域移行・地域定着支援事業研修会	兵庫県芦屋健康福祉事務所	芦屋
石田享子	"	"	"	"
石田享子	1/月上旬・2/10	初級リスクマネジャー養成講座	全国経営協	オンライン
朝日彩子	"	"	"	"
金近知明	"	"	"	"
中尾教子	"	"	"	"
木崎吉恵	1/19	食品衛生責任者講習	尼崎市食品衛生協会	尼崎
朝日彩子	1/26	兵庫県障がい者職業センター説明会	ハローワーク	神戸
水野佳苗	1/28	発達障害のある方の支援を考える	三田谷治療教育員	リモート
西村 舞	"	"	"	"
岡 三種子	2/3・4	相談面接技術研修(初級コース)	県社協	神戸

5. 苦情・事故等報告

(1) 苦情報告

なし

(2) 事故報告

事業所	日	分類	内容及び再発防止策
ライラック	5月7日	車両物損事故	車両後退時電柱に当てる。損傷なし。確認の注意喚起。
ライラック	6月9日	作業時器物破損	清掃先の備品(スプリンクラー)を破損。弁償済。 障害物の事前確認の徹底。
ライラック	7月2日	切傷・擦過傷	水道メーター分解作業中のケガ。軽傷。 手袋をしていなかったため、軍手を着用 of 徹底を行うとともに事前チェックの徹底。
ライラック	10月27日	作業時器物破損	清掃依頼先の窓ガラスを芝刈り機の飛び石にて破損。弁償済 土や砂利敷の個人宅庭では芝刈り機使用しないこと、やむを得ず使用する場合は養生して作業をすることの徹底を確認。
ライラック	2月15日	打撲・捻挫	利用者が施設内の階段にて足を滑らせて臀部を打撲。軽傷。 荷物を抱えての移動だったので必要以上に荷物を持たない、手すりをもって移動するよう注意喚起した。

(3) ヒヤリハット報告

事業所	日	分類	内容及び再発防止策
ライラック	5月8日	車両の誘導	利用者に車両の誘導を依頼し、誘導をするがその際、車両が物置に軽く接触する。再発防止策として、本来職員が行うべきものを利用者に依頼しないことを決め職員に徹底を行った。
ぷらんつ	11月29日	転倒リスク	補助テーブルにて夕食後立ち上がろうとした際に手をついて補助テーブルが傾き、トレイが落下。食器類が破損。再発防止策として、本人へ転倒の危険性があること等を説明し、同意の上で補助機の使用を控える。
はまゆう	1月6日	体調不良	運動室プログラムを実施中、参加していた利用者の一人が「心臓が苦しい」と言って横の床に座り持参していた頓服を服用。しばらく床に座って「痛みもなくなった」と話す。職員がセンターに戻るよう促すが、本人希望によりそのままプログラムを見学する。胸痛後、本人は主治医から「激しい運動はやめるように」と主治医から言われていたと話すが、はまゆうでは、運動制限については本人より聞いていなかった。再発予防策として、登録時と更新時に医療情報シートを利用者に出して頂く。外出レク前には、主治医より参加の可否を書いてもらい参加申込書を書いてもらう。ウォーキングや運動室プログラム前には、運動の内容や時間を説明し、本人に参加申込書を書いてもらう。職員は利用者が体調悪化した場合（頓服の服薬も含む）すぐに施設長に報告し、指示を受ける等の徹底を行った。

6. 行政指導監査報告

- ① 芦屋市社会福祉法人に対する指導監査 P10～13 参照
 実施日 令和2年11月6日
 結果受取日 令和2年12月11日
 改善報告日 令和2年12月17日
- ② 兵庫県指定障害福祉サービス事業者等に対する実施指導 P14～18 参照
 実施日 令和2年11月20日
 結果受取日 令和3年1月20日

改善報告日 令和3年4月15日

① 芦屋市社会福祉法人に対する指導監査

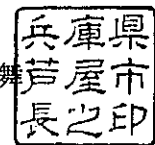
芦福監第 393 号

令和2年12月11日

社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター

理事長 寺内 嘉一 様

芦屋市長 伊 藤 舞



社会福祉法人に対する指導監査の結果について（通知）

令和2年11月6日に実施した下記の指導監査の結果、是正又は改善を要する事項が別紙のとおり認められましたので、適正な措置を講じるとともに、その措置状況を令和3年1月13日までに、別添様式により芦屋市福祉部監査指導課あて提出願います。

また、指導監査当日に口頭指導・助言した事項についても十分留意のうえ、より一層運営の適正化に努めてください。

記

- 1 監査対象 社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター（法人本部）
- 2 根拠法令 社会福祉法第56条第1項
芦屋市社会福祉法人指導監査要綱第10条第2項、第3項

以上

【提出先】

芦屋市福祉部監査指導課

〒659-8501 芦屋市精道町7-6

電話：0797-38-2125

実施日 令和2年11月6日(金)
法人名称 社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター
監査対象 法人本部

社会福祉法人指導監査実施要綱・指導監査ガイドラインにより示しています。
法：社会福祉法，審査基準：社会福祉法人審査基準，を示します。

【文書指摘】(改善措置の具体的な内容について別添様式により回答してください。)

I 法人運営 6 理事会 (1) 審議状況 1 理事会の開催・招集

理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならないが、平成29年5月27日開催の理事会招集通知の发出日が「平成29年5月吉日」となっており、1週間前までに发出されたことが確認できなかつたため、これを指摘する。

【法第45条の14第1項，第9項】

【口頭指摘】 なし

【助言事項】(法人運営に資するものと考えられる事項についての助言です。)

法人の定款第41条に規定する「定款細則」第10条において、理事長専決事項の定めを設けておられるが、(3)債権の免除・効力、(4)設備資金の借入契約、についての事項は実際には使わない事項であるとの説明があった。また、(5)契約のうち「軽微なもの」の金額的範囲については決められていないとの説明があったため、適当な時期に理事長専決事項の整理、特に「軽微」については範囲が抽象的であるため金額的範囲を明確にされるよう助言する。

なお、今回の法人監査実施後であるが、厚生労働省から周知依頼があり、「小規模社会福祉法人向け経理規程例」が策定された旨等(12月3日にEメールで)連絡しているので、参考とされたい。また、小規模法人における財務会計処理の適正化、標準化を図る観点から「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」に係る動画を作成し、厚生労働省がホームページ上に公開されたので、併せて活用されたい。(別添チラシ参照)

URL：https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/

(資産管理, 基本財産等)

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない(法第25条)。そのため、原則として法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。ただし、地域活動支援センターを設置する場合については、特例が認められている。

貴法人は、平成24年4月に社会福祉法人の定款認可を受け、平成29年2月には浜町に自己所有物件を取得、同年9月にはグループホームを開設し、法人も移転されている。この間、経営に尽力された理事、職員、関係者のご努力には敬服の念を抱くものである。自立した経営をされている現況より、今後の事業経営についても法人内部でよく検討され、市との賃貸借契約その他事業運営場所等について、市福祉センターとも協議されるよう助言する。

(福祉サービス第三者評価の受審)

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない(法第78条第1項)と規定されており、福祉サービス第三者評価の受審について助言する。

(会計管理)

固定資産について、令和元年5月の浜町改修工事751,742円を請求書と突合した結果、差異が258円あった。これは、請求金額752,000円に対して、先方負担の振込手数料258円を本体価格から差し引いて会計処理したため生じたものであるとの説明があった。振込手数料を先方が負担した場合、本体価格ではなく振込手数料から手数料額を差し引く会計処理が望ましいことを助言する。

芦屋市宛改善報告書

別 添

法人名 社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター

監査対象 法人本部

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備考
<p>理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならないが、平成29年5月27日開催の理事会招集通知の发出日が「平成29年5月吉日」となっており、1週間前までに发出されたことが確認できなかったため、これを指摘する。 【法第45条の14第1項、第9項】</p>	<p>平成29年4月に法が改正され、それを失念しこれまでの慣例で吉日と記載してしまった。以後の招集通知には期日を記載している。改めて次回理事会（令和3年3月27日開催予定）にて審議し、間違いの無きよう注意することとする。</p>	<p>令和2年第4回理事会議事録。</p>	<p>添付資料の議事録は開催後に提出いたします。</p>

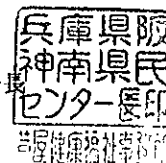
- (注) 1 指摘内容は所轄庁が指摘した内容を原文のまま記すこと。
 2 是正又は改善措置の内容に係る資料を適宜添付すること。
 3 今回の改善措置について審議した理事会等の議事録（写）を添付すること。

② 兵庫県指定障害福祉サービス事業者等に対する実施指導

神南（芦健）第2425号
令和3年1月20日

社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター 理事長 様

兵庫県阪神南県民センター
(芦屋健康福祉事務所)



指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導の結果について（通知）

令和2年11月20日に下記事業所を対象に実施した実地指導の結果、是正又は改善を要する事項が別紙のとおり認められましたので、適正な措置を講じるとともに、その措置状況を、令和3年3月5日（金）までに、別添様式により当センター芦屋健康福祉事務所まで報告してください。その際、添付資料を含めて正副2部提出願います。

また、実地指導当日に口頭指示した事項についても十分留意のうえ、より一層運営の適正化に努めてください。

記

実施対象 （共同生活援助）ぶらんつ

【照会・提出先】

兵庫県阪神南県民センター
芦屋健康福祉事務所監査・福祉課
〒659-0065 芦屋市公光町 1-23
電話：0797-32-0707
FAX：0797-38-1340

別紙

指摘事項

法人名称 社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター

実施対象 (共同生活援助) ぷらんつ

実施日 令和2年11月20日

文書指摘

<介護給付費等の算定及び取扱い>

(夜間支援等体制加算Ⅰ)〔平成18年10月31日障発第1031001号留意事項通知第二の3(8)⑧〕

1 夜間支援の内容について、個別支援計画上に記載しておくこと。

(医療連携体制加算Ⅴ)〔留意事項通知第二の3(8)㉓〕

2 当該加算の算定要件は、看護師を配置していることであるが、令和元年9月1日から看護師が配置されていなかった。については、令和元年9月1日以降に当該加算を算定していた場合は、関係市町と協議の上、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当センター芦屋健康福祉事務所(以下「当所」という。)に報告すること。

(福祉専門職員配置等加算Ⅰ)〔平成18年9月29日厚生労働省告示第523号(以下「報酬告示」という。)別表第15の1の4〕

3 当該加算の算定要件は、常勤の世話人・生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であることであるが、令和元年9月1日から算定要件を満たしていなかった。については、令和元年9月1日以降に当該加算を算定していた場合は、関係市町と協議のうえ、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当所に報告すること。

(福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡ)〔報酬告示別表第15の11〕

4 当該加算Ⅰの算定要件の一つは、福祉専門職員配置等加算を算定していることであり、前述の令和元年9月以降は福祉専門職員配置等加算の算定が認められないため、当該加算Ⅰの算定も認められないが、当該加算Ⅱの算定は認められる。については、令和元年10月以降に当該加算Ⅰを算定していた場合は、当該加算Ⅱを算定することとし、関係市町と協議のうえ、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当所に報告すること。

口頭指摘

<運営に関する基準>

(衛生管理等)

1 感染症対策マニュアルについて

- (1) 「介護現場における感染対策の手引き第1版(厚生労働省老健局令和2年10月)(以下「手引き」という。)」を参考にして現行のマニュアルを見直すこと。また、目次とページ数を記載すること。今後はマニュアルを年に1度は見直すこと。
 - (2) 手引きのP6を参考にして「感染症」についての解説を記載すること。
 - (3) 感染症発生時の連絡先として内部連絡網を的確に明記すること。
 - (4) マニュアルに記載している「地域保健所」を「芦屋保健所(32-0707)」に変更すること。
 - (5) 感染症発生状況連絡票について、施設名、電話番号等を事前に記載しておくこと。
 - (6) 感染症発生時の連絡先は、芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)地域保健課にし、食中毒発生時の連絡先は、芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)食品薬務衛生課にすること。
 - (7) 標題「感染症の疑いがある場合の対応」を「疾患別の感染対策」に修正すること。
 - (8) 標題「個別の感染対策」を「感染経路別対策」に修正すること。また、経路別の予防策については、手引きのP12~を参考にすること。「3の嘔吐症状がでた時」を「3の空気感染」に修正すること。
- 2 感染症対策の職員研修記録について、受講履歴を整備して受講率の向上に努めること。
- 3 ヒヤリ・ハットレポートについて、集計と分析を行い対策に役立てること。

<介護給付費等の算定及び取扱い>

(記録の整備)

- 4 医療連携体制加算やその他、加算算定に関わる記録について、項目ごとの記入欄を作る等わかりやすく記録するよう工夫すること。

兵庫県阪神南県民センター宛 改善報告書

(別添様式2)

法人名称 社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター
 サービス種別 共同生活援助
 実施対象 ぷらんつ

指摘内容	是正又は改善の状況	添付資料	備 考
<p>(夜間支援等体制加算Ⅰ) 〔平成18年10月31日障発第1031001号留意事項通知第二の3(8)⑧〕1 夜間支援の内容について、個別支援計画上に記載しておくこと。</p> <p>(医療連携体制加算Ⅴ)〔留意事項通知第二の3(8)⑩〕 2 当該加算の算定要件は、看護師を配置していることであるが、令和元年9月1日から看護師が配置されていなかった。ついては、令和元年9月1日以降に当該加算を算定していた場合は、関係市町と協議の上、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当センター芦屋健康福祉事務所(以下「当所」という。)に報告すること。</p> <p>(福祉専門職員配置等加算Ⅰ)平成18年9月29日厚生労働省告示第523号(以下「報酬告示」という。)別表第15の1の4) 3 当該加算の算定要件は、常勤の世話人・生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であることであるが、令和元年9月1日から算定要件を満たしていなかった。ついては、令</p>	<p>令和2年12月より入居利用者の個別支援計画に夜間支援体制の内容を記載した。</p> <p>2、3、4の事項に関しては、兵庫県国民健康保険団体連合会に市を通じて2回に分けて過誤調整を行った。</p> <p>第1回 令和3年1月末までに下記内容の過誤申立を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>芦屋市：2019年9月～2020年11月 (令和元年9月～令和2年11月) 神戸市：2019年10月～2020年7月 (令和元年10月～令和2年7月) 川西市：2019年10月(令和元年10月) 西宮市：2019年9月～2020年3月 (令和元年9月～令和2年3月)</p> <p>以上 第1回の過誤申立分に対し令和3年2月5日までに再請求を行った。</p>	<p>・理事会議事録</p> <p>・障害福祉サービス費等加算返還、介護給付費・訓練等給付費等請求の内訳書</p>	<p>令和3年3月5日提出済み</p>

<p>和元年9月1日以降に当該加算を算定していた場合は、関係市町と協議のうえ、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当所に報告すること。 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡ)〔報酬告示別表第15の11〕</p> <p>4 当該加算Ⅰの算定要件の一つは、福祉専門職員配置等加算を算定していることであり、前述の令和元年9月以降は福祉専門職員配置等加算の算定が認められないため、当該加算Ⅰの算定も認められないが、当該加算Ⅱの算定は認められる。ついては、令和元年10月以降に当該加算Ⅰを算定していた場合は、当該加算Ⅱを算定することとし、関係市町と協議のうえ、加算部分の過誤調整を行うこと。その結果を当所に報告すること。</p>	<p>第2回 令和3年2月末までに下記内容の過誤申立を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>西宮市：2020年4月～2020年11月 (令和2年4月～令和2年11月)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>第2回の過誤申立分に対し令和3年3月10日までに再請求を行った。</p>		
---	--	--	--

- ※1 事業所別、サービス別に別様で作成すること。
- ※2 是正又は改善措置の内容に係る資料を適宜添付すること。
- ※3 社会福祉法人にあっては、今回の改善措置について審議した理事会等の議事録(写)を添付すること。

7. 実習生の受け入れ

受験資格：精神保健福祉士3名、社会福祉士1名

受入校名：関西学院大学 2名、豊岡短期大学 1名、神戸女学院 1名

8. 芦屋市立中学校トライやるウィーク受け入れ

実施されず

9. 寄附に関する報告

日付	寄附者氏名	金額	受入科目
R2. 8/19	芦屋みどり福社会様	30,000円	経常経費寄附金
8/31	ゼロックス端数倶楽部様	100,000円	〃
8/31	ゼロックス株式会社様	100,000円	〃
11/30	利用者ご家族様	50,000円	〃
12/17	利用者ご家族様	100,000円	〃
12/22	利用者ご家族様	1,000,000円	〃
R3. 1/6	ファースト住建株式会社様	10,000,000円	設備整備寄附金
2/10	財) 神戸やまぶき財団様	8,000,000円	〃
3/31	財) 姫路十字会様	2,000,000円	〃

地域活動支援センター I 型「はまゆう」

1. 利用登録・サービス利用状況

地域活動支援センターはまゆうの登録状況及び月別のサービス利用件数は以下の通りです。

- ・登録人数(3月末) 54名
- ・新規登録 3名

令和2年度月別サービス利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開所日数	21	18	22	20	18	19	22	19	20	18	18	23	238
実利用人数	41	43	40	38	31	37	34	38	42	39	41	36	460
電話連絡	275	215	185	166	119	113	92	113	111	105	124	142	1760
面談	4	0	9	18	10	17	18	9	11	14	18	9	137
来所者数	115	118	199	171	157	195	238	211	227	173	200	205	2209
来所者数前年比	40%	63%	87%	72%	75%	108%	121%	113%	113%	109%	130%	152%	94%
月5日以上来所人数	17	18	17	17	17	20	21	22	22	22	22	22	19.8

2. 基礎的事業

(1) 居場所とプログラムの提供

年度初めに緊急事態宣言が発令され、その後もコロナ感染症の広がりは続いています。職員は毎日何度もアルコール消毒を行い、利用者に安心していただけるように努めています。また、利用者同士が距離をとって過ごしていただくために机やいすの配置を変更しました。

プログラムについては、3密を避けるため、公共交通機関での移動を伴うレクリエーションや大勢が集まる余暇イベント、調理プログラムなどを中止にしました。しかしながら、参加人数を絞ったり、壁に向かって食べるイートインコーナーを作り、リスクを少なくしてランチ会を行ったりと工夫をしながらプログラムを楽しむことができました。

1回目の緊急事態宣言が発令時には、利用者に対し1回2時間、週2回までの利用、卓球台の撤去などの限られた利用をお願いし、月利用者数は今年の半分以下になりましたが、緊急事態宣言が解除され、通常の利用に戻ったことで利用数は昨年以上に増え、利用者間で笑顔で交流している姿が見られました。繁華街などに行きにくい状況の中、安全に過ごせる居場所としてのはまゆうの役割が機能していることを実感しました。

3. 機能強化事業

(1) 普及・啓発

メンタルヘルスセミナーを2回開催しました。テーマ及び講師、参加人数は次の通りです。

日付	テーマ	講師	参加人数
7月18日(土)	いのちの電話による支援とは	神戸いのちの電話研修委員 流通科学大学教授 岩崎 久志氏	18名

10月10日(土)	小規模多機能型精神科診療所でのケアについて～事例を通して	新川医院 精神保健福祉士 里見 恭寿氏	19名
-----------	------------------------------	------------------------	-----

今年度は、例年通り4回のセミナーを開催する予定でしたが、緊急事態宣言の発令により4月のセミナーが中止になり、1月のセミナーが延期になりました。1月に予定していたセミナーは令和3年度の4月に開催する予定です。

その他、機関紙『もく』を芦屋家族会と共同で4回、各号1000部発行し、関係機関に配布しました。

(2) 関係機関との連携強化

利用者が希望する、自立した社会生活が送れるよう障がい者相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、各法人の計画相談員との連携に努め、必要に応じて支援者会議に出席しました。退院後すぐ、体調を整えるために利用を希望する人もいるため、病院などの医療機関、保護観察所など、連携する関係機関が広がっています。

(3) ボランティアの育成

ボランティアの方には、感染状況が収まっているときには、さをり織の縫製、交流室ボランティアなどを行っていただきましたが、ヨガ、楽器演奏などの活動は3密を避けるため行っていただけませんでした。また、ボランティア交流会も昨年と同様新型コロナウイルス蔓延防止のため中止になりました。

芦屋市のボランティアの方には、市の一人一役活動に登録していただき、活動に応じて報酬を受けていただいています。法人からは年度末には例年通りカシュカシュの利用券をお送りして謝意を表しています。

4. 次年度に向けた課題

- ・コロナ感染を防ぎながら、利用者がはまゆうでの活動の幅を広げるためにできることを考え実行していきます。
- ・利用者が就労など次の社会活動のステージに移動するため、自分で体調を整え、コミュニケーション力を上げることができるよう継続した支援を行っていきます。

就労継続支援B型「ライラック」事業報告

1. サービス利用実績

・利用定員 30名 令和3年3月末利用契約者数 31名

提供月	開所日数 (回)	延利用人数 (人)	1日平均利用者数 (人)	利用契約者数 (人)	訓練等給付費 (円)
4月	21	476	22.7	30	3,544,522
5月	20	508	25.4	32	3,881,374
6月	22	525	23.9	32	3,929,972
7月	23	542	23.6	34	4,063,337
8月	21	486	23.1	33	3,635,220
9月	22	476	21.6	33	3,640,643
10月	23	524	22.8	32	3,934,647
11月	21	469	22.3	32	3,546,394
12月	22	490	22.3	32	3,681,533
1月	21	457	21.8	30	3,455,801
2月	20	451	22.6	31	3,430,730
3月	23	522	22.7	31	4,085,963
合計	259	5,926	22.9		44,830,136
2019年度	256	6,091	23.8	31	45,334,463
昨年度比	101%	97%	96%		99%

見学者 18名 体験者 8名 新規登録者 5名
退所者 4名 (入院2名、就労継続支援A型1名、死亡1名)

2. 就労支援事業

・工賃

工賃総額 4,718,340円 (前年度比 99%)

平均工賃額 15,032円 (前年度比 101%)

・作業

合計	受託事業					飲食サービス	製造品	仕入れ販売		
	清掃	介護用品洗浄	水道メーター	名刺	内職 その他	喫茶	さをり	野菜	そうめん ちゃんぽん	
2020年度	6,731,429	1,983,463	1,555,620	198,499	322,660	69,789	987,680	959,408	176,360	477,950
前年度対比	86%	97%	274%	104%	95%	142%	33%	86%	92%	179%

① 清掃

みどり地域生活支援センター、石阪天神住宅での清掃では、担当制を導入し、マニュアルに基づ

く作業を提供することで、施設外就労の個人目標がより明確に設定できるようになりました。利用者の高齢化に伴い、身体の不調から清掃の参加者が減少しており、採算性、安全性を鑑み、次年度はみどり地域生活支援センター、個人宅、岩園天神社の清掃のみ請け負うことに変更しました。

② 介護用品洗浄作業

作業工程を理解し、洗浄できる利用者が増えたため、仕上げるスピードが速くなりました。そのためサイドレール以外の異なる商品についても口頭での説明だけで流れを把握し、取り組めるようになりました。次年度も引き続き、定期的なジョイサポートへの訪問を通じて、請負可能な商品の提案を積極的に行い、受注数の増加につなげていく予定です。また、ジョイサポートでの利用者の職業体験・就労についても長期的な目標として据えていきたいと考えています。

③ 水道メーター

今年度より水道メーター分解作業を保健センター4階で行っています。喫茶の時短営業の合間を活用し、取り組み始めた結果、力の必要な回転台での外枠外しの作業を男女問わず行えるようになり、作業効率も上がりました。

④ 名刺

芦屋市 80 周年記念ロゴ入りの名刺が新たに加わり、パターンが 10 種類に増えましたが、今年度から編集・印刷をしど、配達をライラックが担い、編集から印刷を同じ場所で行うことでミスが減り、スピーディーに納品できるようになりました。また、原案を注文者へメールで送る際に、配達部署、日時を予め指定して頂くことで、配達もスムーズに取り組めるようになりました。

⑤ 内職

さをり織り収益の減少を受け、新たに内職作業を導入しました。効率性を高めるためには、作業手順の細分化、利用者の適性を踏まえての配置が欠かせず、流れをつくるまでに時間を要しましたが、今では 1,000 個のコップ内職を約 3 時間で仕上げるができるようになりました。

⑥ 喫茶「カシュカシュ」

今年度はコロナ感染拡大による緊急事態宣言の発令を受けて営業休止となり、利用客が大幅に落ち込みました。再開後も感染症対策を徹底しながらデリバリーを中心とした時短営業を行い、スイーツの新メニューの導入、職員の制服の刷新を行いました。次年度は食品衛生法の改定に伴い、HACCP に沿った衛生管理の導入を行う予定です。

⑦ さをり

NHK 歳末助け合い共同募金会からの助成金で織り機 4 台を購入し、より幅の広い布を織りあげることができるようになりました。整経、箆通し、綜統通しの方法の視覚化を行い、図表を見て千鳥格子や複雑なチェック柄に挑戦される利用者さんが増えてきています。今年度はコロナ感染拡大を受け、市役所、エルホーム等への納品回数が減りましたが、入口と出口の分離、来客者の検温、消毒等の感染予防策を行い、12 月にさをりバザーを開催することができました。

⑧ 野菜販売

コロナ感染拡大の影響を受け、店舗販売から事前注文制を導入。セット販売用のチラシを作成し、各事業所へ配布、配達を行う新しいスタイルに取り組みました。

⑨ ちゃんぽん・そうめん販売

コロナによる自粛の影響もあり、大口の注文が入り、売上が大幅に伸びました。また、ポストインの地域を広げたところ、個人宅からの注文も入るようになりました。

⑩ その他のプログラム

防災プログラムを3回シリーズで実施し、社会福祉協議会の職員から防災キットの説明と配布、自宅で災害に遭遇した際の避難場所の確認、事業所で地震、津波警報発令時の安全確保と避難場所の確認を行いました。

3. 業務の改善

- ① ライラック支援員としての目標【・利用者さんの変化の可能性を信じる・利用者さんのできるを引き出す・利用者さんが苦勞や失敗する機会を取り上げない（安全のなかで）】を掲げ、支援する際に意識することを心がけました。
- ② 作業室が各階にまたがっているため、非常時用として防犯ブザーを職員が携行するようにしました。
- ③ 職員の知識や技術力の向上を目指し、職員会議後、研修を実施しました。
- ④ 感染予防対策として、嘔吐物処理のデモンストレーションを実施しました。
- ⑤ 個別支援計画の振り返りシートの質問内容を個別化し、より取り組みやすい形にしました。
- ⑥ 職員の昼休憩交代制を導入しました。

4. 総括

今年度は、新型コロナ感染拡大という経験したことのない状況となり、利用者、職員の感染リスクを減らすために何ができるのかを日々思索し、取り組む一年となりました。支援サービスに関しては、コロナ感染リスクが高い利用者に対しては在宅支援を導入して対応しました。また作業工程の構造化を行うとともに、職員間での情報共有を密に行い、日々の関わりに活かすことを心がけました。喫茶の営業休止や時短営業、さをり、野菜販売の機会が減少しましたが、作業収入の減少幅を最小限に抑えるため、マスクの縫製販売、野菜の販売方法の工夫、介護用品の洗浄作業業者への積極的な働きかけと内職作業を新たに取り入れました。つなげる、つながるライラックの取り組みとして、見学・体験会を実施し、特別支援学校の卒業生1名を迎えることになりました。次年度も引き続き、職員の支援力の向上を図り、活力のある事業所運営に取り組んでいきます。

芦屋メンタルサポートセンター相談支援事業所

1、芦屋市委託事業「芦屋市障がい者基幹相談支援センター業務」「相談支援事業業務」

(1) 芦屋市基幹相談支援センター業務委託事業 (相談支援専門員1名)

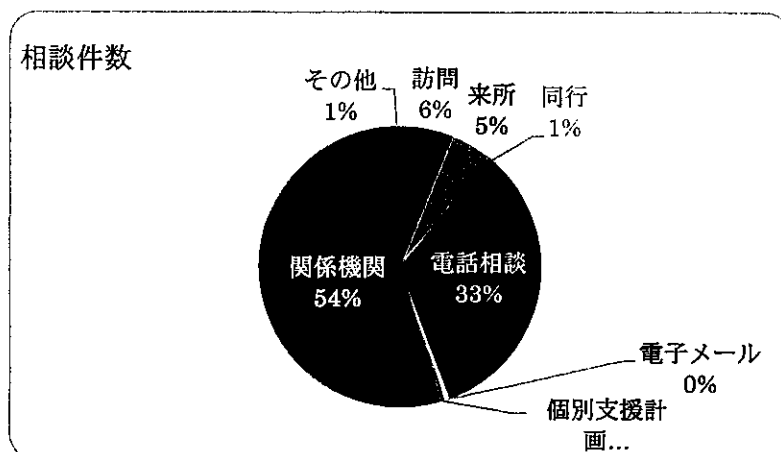
令和2年度の相談件数は1,911件でした。また、相談対応以外には虐待対応件数34件・地域移行支援対応件数29件となっています。専門的な相談支援の取組み(ケース対応)では、コロナウイルスの流行もあり、福祉サービス(家事援助)を利用している利用者の方が感染への不安もあり、サービスを受けるのを中断するケースやコロナウイルスに感染したかもしれないと不安を感じている利用者の方の相談等、利用者の方と真摯に向き合いながら支援を行った1年でした。地域移行・地域定着の促進の取組みでは、精神科病院に長期入院している芦屋市民に向け、市内の相談窓口や芦屋の社会資源紹介、グループホームに住まわれている方の一日の様子を動画で撮影し、地域生活のイメージをつけてもらい、退院への促進を目的として活用していくツールの作成を行いました。

① 実施事業内容

- 1、専門的な相談内容
 - ①ケース対応②ケースから見える地域の課題を抽出・整理③基幹相談支援センター運営のための研修参加④芦屋版計画相談マニュアルの作成⑤市内相談員による相談支援連絡会の実施
- 2、地域の相談支援体制の強化の取組み
 - ①相談支援事業者への指導、助言②一般相談ミーティング、クローバー会議への出席③事例検討会の実施④相談支援関連研修の実施⑤民生児童委員への普及啓発⑥市内及び近隣事業所への普及・啓発⑦市内事業所連絡会や学校との連携⑧地域発信型ネットワークへの参加
 - ⑨自立支援協議会事務局(障害福祉課)の運営協力⑩専門部会・実務者会の開催及び運営⑪障がい児・者作品展の合同開催⑫障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」の運営と周知⑬65歳問題PTへの参画(地域ケアシステム検討委員会)
- 3、地域移行、地域定着の促進の取組
 - ①施設、病院に向けた普及啓発②地域における地域移行、地域定着に向けた基盤づくり③ケース対応
- 4、権利擁護・虐待防止
 - ①ケース対応②虐待ケースモニタリング③夜間、休日の対応④障害者虐待防止の為の研修会開催

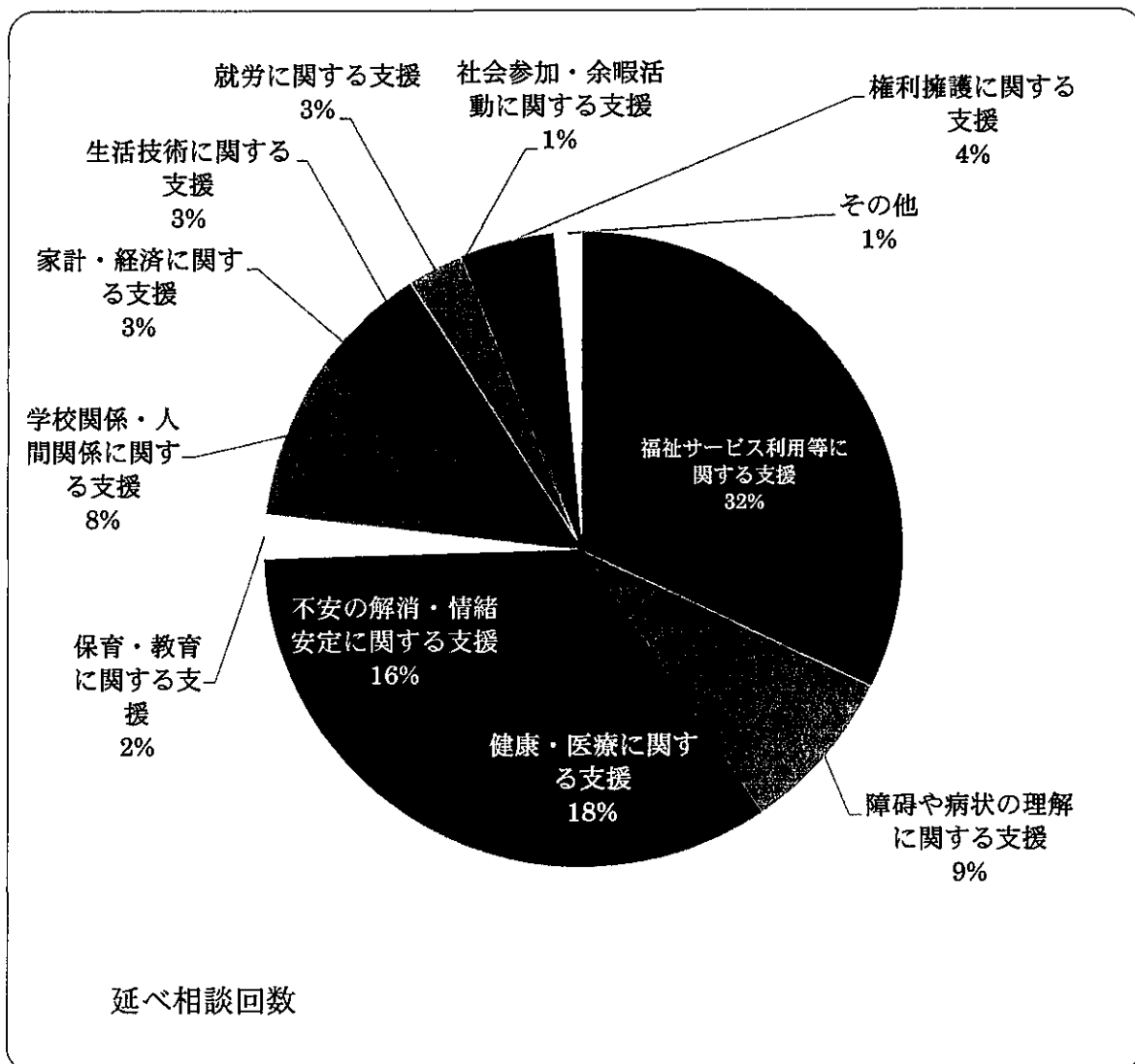
②相談件数(延件数)

支援方法	訪問	来所	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
相談件数	115	92	15	624	11	10	1031	13	1,911



③支援内容（延件数、重複あり）

支援内容	延べ相談回数
福祉サービス利用等に関する支援	661
障害や病状の理解に関する支援	175
健康・医療に関する支援	363
不安の解消・情緒安定に関する支援	337
保育・教育に関する支援	47
家族関係・人間関係に関する支援	167
家計・経済に関する支援	62
生活技術に関する支援	60
就労に関する支援	60
社会参加・余暇活動に関する支援	10
権利擁護に関する支援	88
その他	30
合計	2,060



(2) 相談支援事業業務委託（一般相談） （相談員1名）

令和2年度の相談件数は、相談者 132名（実数）、延べ相談件数は 1,847件でした。この内、今年度の新規相談者は 65名でした。業務としては、障害に関する全般的な相談窓口や計画相談支援の窓口として、案内や受付を行いました。また、障がい児機能訓練事業を希望する就学後児童の受付窓口として事前調査票を作成し、当該事業に関する療育支援相談会議に出席をしました。

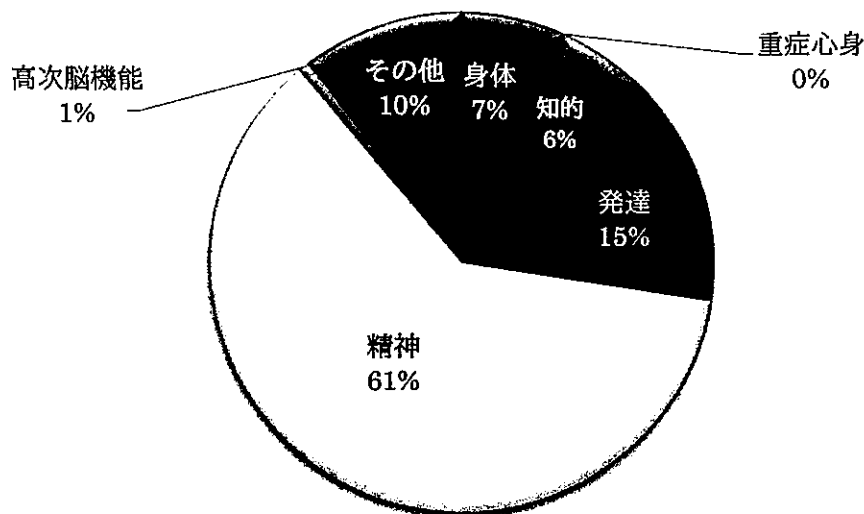
令和2年度における相談者の障害種別は、精神障害が6割を超えています。この傾向は、過去5年間を見ても変化しておらず、数年間に渡り相談を継続している利用者も多数みられます。一般相談全体においても、令和元年度における相談者のうち約半数が精神障害者です。長期的な視点で本人の状態を捉えたうえで、本人の意向や現状に合った資源を提示し、スモールステップで進めていくことの必要性を感じています。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、例年とは異なる対応が見られました。昨春の緊急事態宣言時は、窓口対応人数を縮小し、対面を避けるため原則電話での対応となりました。宣言解除後は、訪問・面談・会議において密にならないような工夫を継続して行っています。緊急事態宣言中は、相談件数が少ない傾向がありましたが、年度を通してみると、相談件数において例年との大きな差はありませんでした。新型コロナウイルス関連の相談内容としては、新型コロナウイルスの不安を訴える声、本人や支援関係者の感染疑いにより通常支援を中断せざるを得なくなったケース、反対に、休校や在宅勤務により人間関係のストレスが減り精神面の安定が見られたケースもありました。今後も新型コロナウイルスの流行は続きますが、同時にご本人の日常生活は続いていくため、ご本人が生活に不利益を生じることのないよう引き続き支援に努めたいと考えています。

① 相談者の障害種別の内訳（重複障害含む）

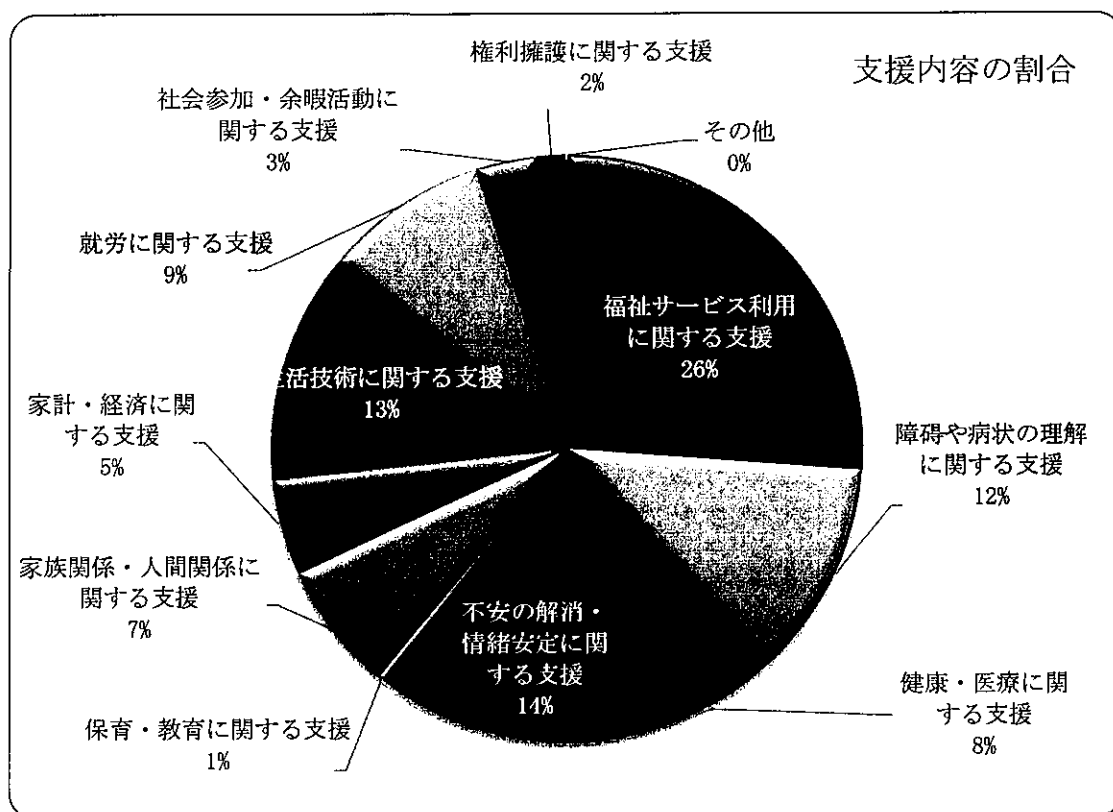
身体	重症心身	知的	発達	精神	高次脳機能	その他	実人数
9	0	8	20	83	1	14	132

障害種別の割合



② 支援内容（延件数）

福祉サービス利用に関する支援	484
障害や病状の理解に関する支援	223
健康医療に関する支援	150
不安の解消に関する支援	261
保育・教育に関する支援	7
家族関係・人間関係に関する支援	132
家計・経済に関する支援	98
生活技術に関する支援	234
就労に関する支援	167
社会参加・余暇活動に関する支援	60
権利擁護に関する支援	29
その他	2
合計	1,847



2. 指定特定相談支援事業「計画相談支援」「障害児相談支援」

(管理者、相談支援専門員兼務1名、非常勤相談支援専門員1名 非常勤相談員1名)

令和2年度の成人、児童の計画作成(新規、更新、プラン変更)は175件、モニタリングは457件でした。年度末保有契約件数は、成人121件、児童46件、合計167件となっております。

今年度は新型コロナウイルスにより事業所等の見学、訪問やサービス利用が思うようにできない、人と会うことに対する制約がかかる等利用者の思いに沿った支援に時間がかかる一年でした。

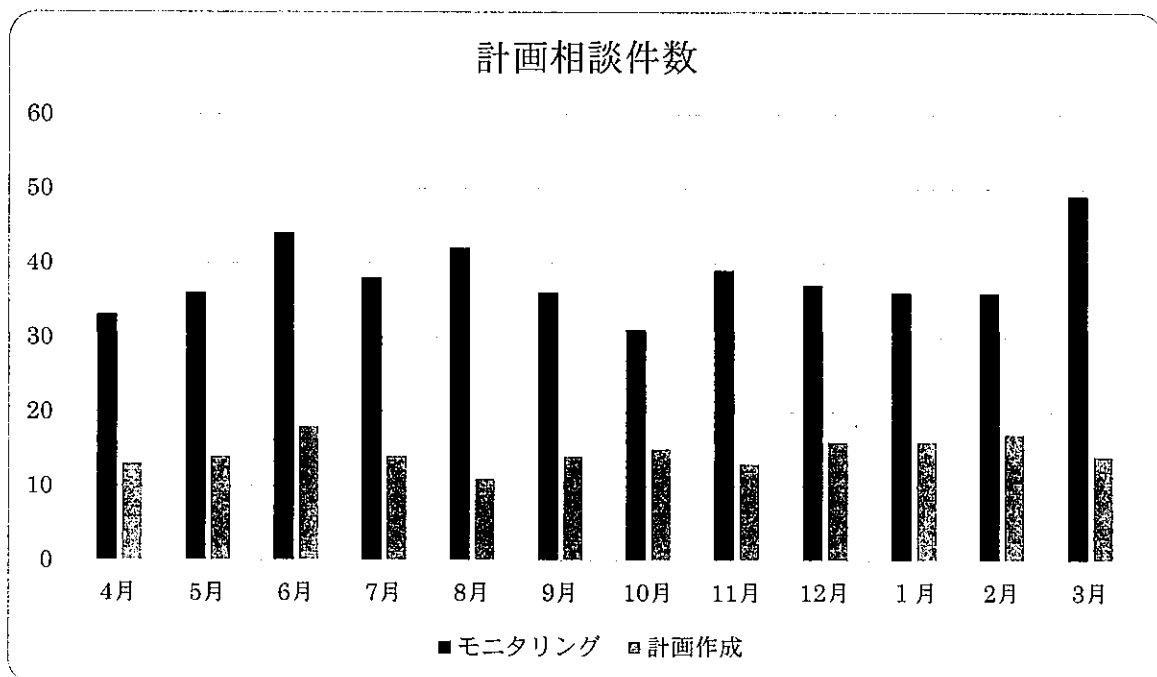
成人利用者の方には、新型コロナウイルスによる暮らし方等の変化に伴う不安感に対して丁寧な相談を行うことを心がけ対応いたしました。児童の方は、人との接触を避けるということで自宅に居ることができるために穏やかに過ごされている方が多いことがありましたが、それに伴う保護者の方の負担や不安に対する支援を多く行いました。

相談員は、ICTを活用し会議の開催、出席を積極的に行いました。また、集合研修は中止になることが多くありましたがICTを活用した研修には参加をして知識補充に努めました。

① 計画相談件数

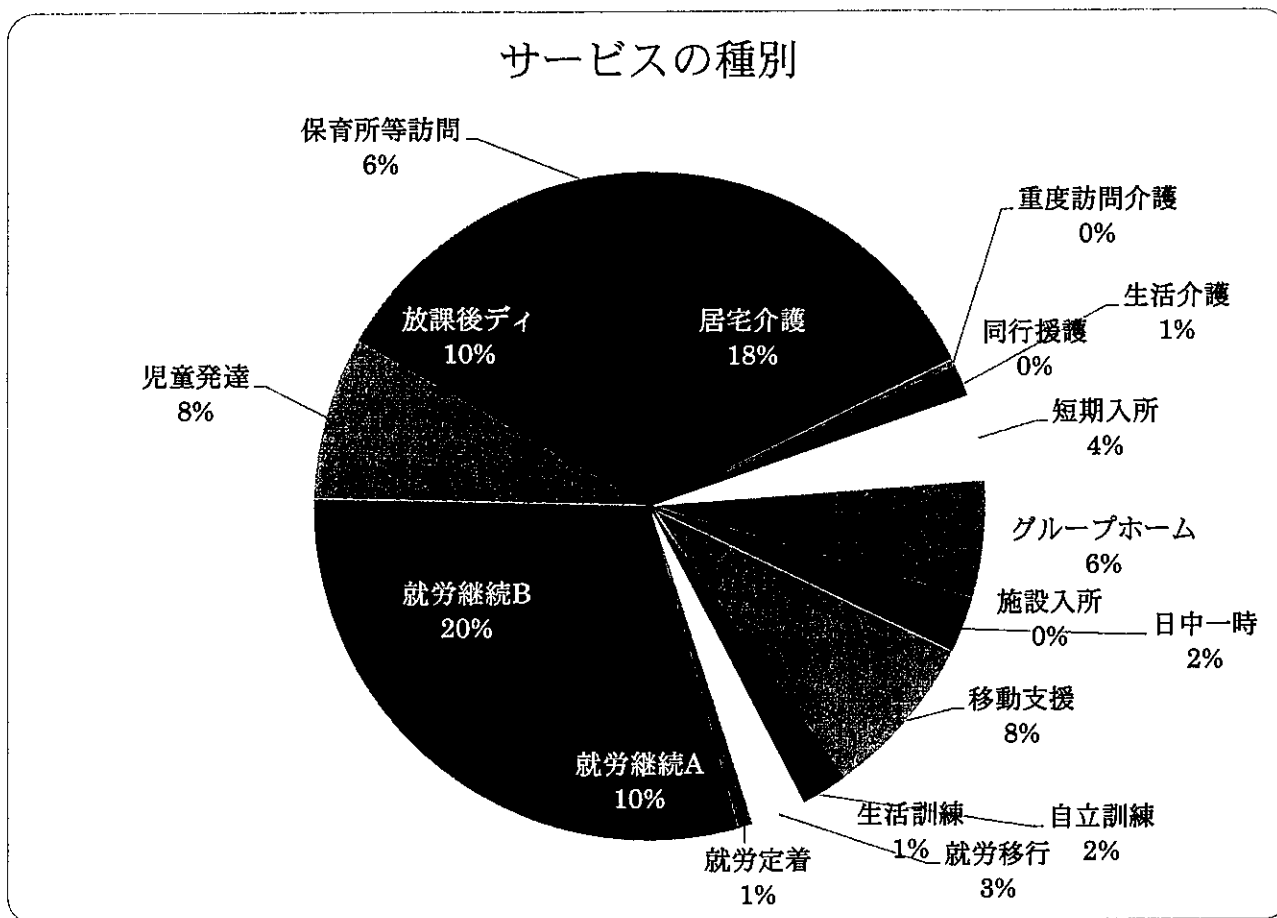
令和2年度 (指定障害児件数 含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計
モニタリング	33	36	44	38	42	36	31	39	37	36	36	49	457
計画作成	13	14	18	14	11	14	15	13	16	16	17	14	175
合計	46	50	62	52	53	50	46	52	53	52	53	63	632



② 契約者の利用サービス内訳 利用者 167 名（重複あり）

サービス事業	件数	サービス事業	件数
居宅介護	47	生活訓練	2
重度訪問介護	1	自立訓練	4
同行援護	1	就労移行	7
生活介護	3	就労定着	2
短期入所	11	就労継続 A 型	26
グループホーム	15	就労継続 B 型	52
施設入所	1	児童発達	21
日中一時	6	放課後等デイサービス	27
移動支援	21	保育所等訪問	17



3. 芦屋市委託事業 芦屋市若者相談窓口業務委託（若者相談センター「アサガオ」）

（非常勤相談員2名、非常勤スーパーバイザー1名）

若者相談センター、「アサガオ」は青少年センターの一角に開設されて7年を経過しました。関係機関との連携も拡がり、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会、保健福祉センターでの総合相談連絡会、生徒指導協議会などへの出席の要請を受けるなど、若者相談センターの存在が周知され、ひきこもり・不登校の相談窓口として認知されてきました。平成25年11月の開設以来、電話、面談による相談件数は延べ5500件となっています。

令和2年度の相談件数は延べ1,016件（電話726件、面談222件、その他68件・＜アウトリーチ2件含む＞）で、対象実人数は107名中、新規相談者数は48名でした。

利用者件数

		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		累計	
		回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
電話相談	本人	37	10	30	7	41	9	51	10	52	9	43	10	60	8	38	10	50	15	40	12	59	13	47	22	548	135
	家族等	15	9	27	9	14	10	6	4	8	5	27	10	12	8	18	7	16	4	14	6	8	5	13	10	178	87
面接相談	本人	1	1	2	2	7	4	12	7	10	4	14	8	12	4	15	5	12	5	14	9	9	7	12	7	120	63
	家族等	3	3	6	5	5	4	7	5	11	8	14	10	12	10	13	8	9	7	5	5	4	4	13	12	102	81
その他	関係機関	3		2	1	7	5	4	4	3	2	5	4	5	3	1	1	4	4	8	6	5	2	10	9	57	41
	家族等	1	1			5	4	0	0	2	2							1	1	1				1	1	11	9
合計		60	24	67	24	79	36	80	30	86	30	103	42	101	33	85	31	92	36	82	38	85	31	96	61	1016	416
前年度対比%		74.1%	70.6%	89.3%	64.9%	76.0%	72.0%	81.6%	68.2%	116.2%	103.4%	121.2%	97.7%	107.4%	73.3%	88.5%	91.2%	108.2%	92.3%	82.8%	105.6%	81.7%	64.6%	109.1%	160.5%	93.8%	87.2%
新規相談		2		2		2		6		6		3		7		4		3		3		3		7		48	
月末時点での対象人数		61		63		65		71		77		80		87		91		94		97		100		107			
相談内容	ひきこもり	35		44		46		48		53		70		65		48		58		45		43		53		608	
	不登校	8		15		7		4		4		6		7		16		10		6		4		12		99	
	その他	17		5		26		28		29		27		29		21		24		31		35		31		303	
前年対比	ひきこもり	205.9%		400.0%		164.3%		200.0%		530.0%		218.8%		240.7%		100.0%		175.8%		80.4%		93.5%		129.3%		163.0%	
	不登校	53.3%		168.7%		58.3%		40.0%		57.1%		48.2%		30.4%		400.0%		333.3%		100.0%		19.0%		108.1%		73.9%	
	その他	42.5%		9.8%		40.6%		48.3%		52.7%		77.1%		72.5%		48.8%		70.6%		96.9%		94.6%		88.6%		57.8%	

（1）相談の特徴

相談内容は不登校の相談が全体の13%、社会的ひきこもりに関するものが55%、その他の相談件数が32%でした。ひきこもり相談の増加は顕著ですが、ほとんどは家族からの訴えとなっています。

不登校生徒の相談では、医療機関を紹介しながら、芦屋市のスクールソーシャルワーカーや家庭児童相談室、在籍高等学校と連絡を取るなど、情報を共有しながら相談に応じました。相談内容は学習や進路、友達間のいじめ、ネット依存・ゲーム依存に起因する親子関係のトラブルなど多岐にわたる悩みの相談が寄せられました。

ひきこもりの相談内容は、在学中の休学、復学の悩み、成人の長期ひきこもりへの対応などがあげられます。

コロナ禍にあって、ひきこもり家庭の母子関係に緊張状態が生まれ、家庭内暴力や日常生活の当事者、

家族の苦しみなどの訴えに耳を傾けながら、福祉センターや西宮若者サポートステーションの取組み、就労施設についての情報提供も行いました。

最近、ひきこもり、不登校をきっかけとして発達障がいを疑い、心理検査の受検相談や日常の関わり方などについて、両親が相談に来られることも増えました。将来への不安の深刻さが感じられます。

(2) 他機関との連携

毎月第2金曜日、保健福祉センターで開催される「総合相談連絡会」、第2水曜日には「芦屋市生徒指導協議会」に出席するなど、関係機関との情報交換を行っています。相談内容に応じて社会福祉協議会との連携や、特別支援教育センター、医療機関の受診、相談者の在籍高校との情報共有など多様な連携を勧めています。

(3) SV（スーパービジョン）の実施

月1回、年間12回のスーパーバイズを受け事例ごとに聴き方のトレーニングをしました。特に保護者の不安を受け止め、「見守ること、待つこと」の大切さを伝える話し方を研修しています。

(4) アウトリーチの実施

相談者の在籍校を訪問したり、来室が難しい当事者と場所を変えて面談するなどしました。

(5) 「アサガオセミナー」の実施

本年度のテーマは「“傾聴が人を変える”～コミュニケーション力をつけるには～」で、6月から（8月を除く）12月まで月1回、全6回開催しました。参加者は延べ人数163名で全回受講された5名に修了証を発行しています。コロナ感染対応を信頼していただき、例年並みの受講者数でした。

(6) 「キ・テ・ミ・ル・会」の実施

毎月1回、合計10回（2回はコロナウィルスの影響で中止）実施しました。参加者は毎回「アサガオ」に相談に訪れる若者たちがほとんどでしたが、例年より多めの延べ人数33名の参加でした。

(7) 「アサガオ親の会」

毎月第1日曜日を基本に合計9回開催しました。参加者は延べ人数68名となりました。当初アサガオに相談に来られていた不登校、ひきこもりの家族を対象とし、親同士の思いの共有と交流の場として設定しましたが、36回目を迎えた現在では、参加者も入れ替わりながら、様々な世代の子を持つ親たちが自然と集まる場となっています。

共同生活援助事業所 グループホーム「ぷらんつ」

「ぷらんつ」は開設2年目を迎え、運営面での安定、サービス内容の見直しを随時行いました。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、発熱者対応、マニュアルの作成、医療機関との連携など、利用者の生活の場での感染予防体制をどのように構築していくか、試行錯誤を続けた一年となりました。

1. 支援体制

(1) 利用者数（登録7名/定員7名、男性）

新規登録	2名（11月、1月）	体験利用（延べ）	7名
退所	1名（4月）		

(2) 人員配置

管理者	1名（常勤・兼務）
サービス管理責任者	1名（常勤・兼務）
生活支援員	2名（常勤）
世話人及び夜勤スタッフ	7名（非常勤）

開所時間

16:00～9:00（夜間帯21:30～7:30）

2. サービス利用状況

(1) 令和3年3月末日での登録（入居）及び体験利用状況は以下の通りです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録（人）	6	5	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	—
体験（件）				2	1	2		1	1				7

(2) 利用者の年齢、支援区分、障害種別、日中サービスの内訳は以下の通りです。

年齢	20代	30代	40代	50代	60代	65以上	合計
人数（人）	1	2	3	0	1	0	7

支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数（人）	1	3	1	2	0	0	7

障害種別	精神	知的	身体	発達	難病	重複※1	合計
人数（人）	4	0	0	0	0	3	7

※1…心的障害と発達障害の重複が1名、心的障害と知的障害の重複が2名

日中通所先	地域活動支援センター	就労継続支援B型	地活・B型併用	合計
人数（人）	2	2	3	7

3. 利用者支援

昨年に引き続き、個別の共同生活援助計画に基づき支援を行いました。サービスの見直し点として、夕食は栄養士監修の献立に基づいたメニューを提供し、よりバランスの取れた栄養と適切なカロリー摂取になるよう気を配りました。また、看護師職員による月2回の面談・健康指導を導入し、健康面のより詳細な観察と、不調時のケアを迅速に行える体制を整えました。その他、夜勤職員を配置しての夜間の見守り、通院時の同行支援、関係機関との連絡・調整、小遣い金等の金銭管理支援を引き続き行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、利用者の日中活動事業所の利用時間短縮等があった為、「ぶらんつ」の閉所時間帯も、帰所してくる利用者の受け入れ、日中の生活支援及び相談対応などを行い、利用者の環境変化による不安やストレスの緩和に努めました。

4. 行事及び地域・関係機関との交流・連携

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催されていた地域での行事・イベントが軒並み中止となりました。同じく、感染防止の観点から「ぶらんつ」でのレクリエーションも見送りました。令和2年度に行った行事は以下の通りです。

日付	行事	参加人数
12 /12	消防・避難訓練①	利用者 5 名、職員 4 名
3/15	消防・避難訓練②（ライラック・相談合同）	利用者 4 名、職員 3 名
3/18	消防・避難訓練③	利用者 4 名、職員 3 名

5. 虐待防止及びリスクマネジメント

虐待防止・リスクマネジメント委員会による「虐待防止に係るチェックリスト」に全職員が回答し、虐待（疑い）に該当する行動は認められませんでした。新型コロナウイルス感染症等への感染予防対策として、手洗い・アルコール消毒の徹底、朝・夕食前の検温の実施、毎日の健康状態の観察及び記録、発熱者発生時のマニュアルの作成及び導入、体調不良者の受診同行と医療機関との相談・連携、感染症（疑い）発生時の個人防護装備の導入、利用者へのインフルエンザワクチン接種等を随時行い、感染症発生の予防に努めました。

6. その他

11月に県による実地指導・監査が行われました。感染予防マニュアルの内容改善、個別支援計画の記載項目等について指導があり、随時改訂、改善を行い県に報告しました。